

# 豊橋市分別収集計画

令和元年6月21日

豊橋市

# 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	2
4.	対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当 該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

## 1. 計画策定の意義

本市は、将来都市像「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現に向けたまちづくりの基本的方向の一つとして「環境を大切にすまちづくり」を進めることとしている。そのためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から資源循環型社会への転換を図る必要がある。

本市では、家庭ごみ及び事業系ごみの排出量・リサイクル率について、平成27年度策定の豊橋市廃棄物総合計画改訂版で掲げた数値目標の達成に向けた取り組みを進めており、特に家庭ごみの排出量削減及びリサイクル率向上が大きな課題となっている。また、最終処分場の延命化、ごみ処理広域化への対応などの課題がある。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進、併せて最終処分量を削減することを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量並びに資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成に資するものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

### (1) ごみの発生・排出抑制

市民・事業者の一人ひとりが環境に配慮した意識を持って行動することで、排出されるごみの量をできるだけ減らす。

### (2) リサイクルの推進

市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動することで資源を有効活用する。

### (3) 環境負荷の少ない廃棄物処理

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、環境負荷を与える物質が発生するため、それらの影響をできる限り軽減するとともに、安定した廃棄物の最終処分につなげる。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし令和4年度に見直す。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	10,217	10,189	10,162	10,135	10,107

[上記の内訳]

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	634	632	631	629	627
アルミ製容器	650	648	647	645	643
無色のガラス製容器	887	884	882	880	877
茶色のガラス製容器	689	687	686	684	682
その他のガラス製容器	309	308	307	307	306
飲料用紙製容器	435	434	432	431	430
段ボール	2,897	2,889	2,881	2,874	2,866
ペットボトル	822	820	818	816	813
プラスチック製容器包装	2,894	2,886	2,878	2,870	2,863

(注1) 端数処理の関係上、合計値が合わない場合がある。

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### （1）ごみ減量の推進

#### ア）530運動環境協議会の活用

530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図る。

#### イ）530市民の育成

環境教育や出前講座、啓発活動を行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組む。

#### ウ）ごみ減量への経済的手法の検討

ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組む。

#### エ）効果的な情報提供の推進

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、ごみ分別促進アプリの配信など、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行う。

#### オ）拡大生産者責任の徹底

拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方である。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかける。

#### カ）業者の自主回収の促進

読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進に取り組む。

### （2）資源回収の促進

#### ア）地域資源回収の活性化

資源回収の活性化やごみの資源化を推進するため、古紙や布類等を回収した団体に対して奨励金を交付する。今後も、効率的な資源の回収方法を自治会に提案するなどして、地域資源回収の活性化を図る。

#### イ）資源回収拠点の充実

リサイクルステーションや環境センターでの家庭から出る古紙・布類等の受け入れや、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により設置している。引き続き市民が日常的に利用できるように、効率的・合理的な資源回収方

法の検討と資源回収拠点の充実を図る。

ウ) 古紙・布類のリサイクル推進

古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っている。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努める。

エ) ペットボトルのリサイクル推進

ごみステーションでの収集により引き続き適正分別の徹底を図るとともに、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組む。

オ) プラスチックのリサイクル推進

プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図る。

(3) 円滑な収集・運搬

ア) 清掃指導員の活動支援

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進する。また、清掃指導員へのごみの現状などの情報提供を行うとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築する。

イ) 分別精度の向上

ごみガイドブックの作成・配布を行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図る。また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行う。

ウ) 外国人への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人市民に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通してごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行う。

エ) 効率的なごみ収集

ごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しの検討を行い、効率的なごみ収集を推進する。

オ) 指定ごみ袋制度によるごみ出しマナーの徹底

「もやすごみ」、「こわすごみ」及び「生ごみ」に導入した指定ごみ袋により、ごみの分別や持ち出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止を図る。

(4) 環境負荷の少ない中間処理

ア) 資源リサイクルセンターの施設整備

びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進める。

(5) 三者の共同・環境への配慮

ア) 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ち帰りましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動

を市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指す。

イ) 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作る。

ウ) ごみ処理コストの情報発信

家庭から排出されるごみ1kgの処理にかかっている費用など、市民1人がどれだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・カン
主としてアルミ製の容器	
主として無色のガラス製容器	
主として茶色のガラス製容器	
主としてその他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙
主として段ボール製の容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラマークごみ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	477		475		474		473		472	
主としてアルミ製の容器	441		440		438		437		436	
無色のガラス製容器	(合計) 863		(合計) 861		(合計) 858		(合計) 856		(合計) 854	
	(引渡)量 —	(独自)処理量 863	(引渡)量 —	(独自)処理量 861	(引渡)量 —	(独自)処理量 858	(引渡)量 —	(独自)処理量 856	(引渡)量 —	(独自)処理量 854
茶色のガラス製容器	(合計) 671		(合計) 670		(合計) 668		(合計) 666		(合計) 664	
	(引渡)量 —	(独自)処理量 671	(引渡)量 —	(独自)処理量 670	(引渡)量 —	(独自)処理量 668	(引渡)量 —	(独自)処理量 666	(引渡)量 —	(独自)処理量 664
その他のガラス製容器	(合計) 301		(合計) 300		(合計) 299		(合計) 299		(合計) 298	
	(引渡)量 —	(独自)処理量 301	(引渡)量 —	(独自)処理量 300	(引渡)量 —	(独自)処理量 299	(引渡)量 —	(独自)処理量 299	(引渡)量 —	(独自)処理量 298
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	136		136		135		135		135	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 362		(合計) 361		(合計) 360		(合計) 360		(合計) 359	
	(引渡)量 362	(独自)処理量 —	(引渡)量 361	(独自)処理量 —	(引渡)量 360	(独自)処理量 —	(引渡)量 360	(独自)処理量 —	(引渡)量 359	(独自)処理量 —
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,866		(合計) 1,861		(合計) 1,856		(合計) 1,851		(合計) 1,846	
	(引渡)量 1,866	(独自)処理量 —	(引渡)量 1,861	(独自)処理量 —	(引渡)量 1,856	(独自)処理量 —	(引渡)量 1,851	(独自)処理量 —	(引渡)量 1,846	(独自)処理量 —

- (注1) 独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。  
(注2) スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器及び段ボールについては、地域資源回収・古紙リサイクルヤードによる回収量は含まない。



9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（平成30年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、推計人口及び人口変動率は、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
375,380人 (対前年度比) -0.213%	374,371人 (対前年度比) -0.269%	373,365人 (対前年度比) -0.269%	372,362人 (対前年度比) -0.269%	371,361人 (対前年度比) -0.269%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集方式	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	びん・カン	①ステーション方式 ②地域資源回収	①市及び市が委託する民間業者による定期収集 ②地域資源回収団体	①市が委託する民間業者 ②民間業者
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器		ステーション方式	市及び市が委託する民間業者による定期収集	市が委託する民間業者
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器		古紙	地域資源回収	町自治会などによる地域資源回収
		拠点回収		市及び市が委託する民間業者による拠点回収（リサイクルステーション）	
	段ボール	地域資源回収		町自治会などによる地域資源回収	
		拠点回収		市及び市が委託する民間業者による拠点回収（リサイクルステーション、環境センター）	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ステーション方式	市及び市が委託する民間業者による定期収集	市が委託する民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラマークごみ	ステーション方式		

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	びん・カン	透明もしくは 半透明の袋	パッカー車	資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙	回収袋	ユニック車	民間業者
段ボール		回収用ワゴン	ユニック車 パッカー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	透明もしくは 半透明の袋	パッカー車	資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)
その他のプラスチック製 容器包装	プラマークごみ			プラスチック リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 環境審議会による確認・評価

市民や事業者の意見、要望を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、毎年、廃棄物の排出抑制のための方策の実施状況等について、学識経験者・その他関係団体などの代表者で構成された環境審議会に報告し評価を得ることとし令和 2 年度の次期計画策定時には、その評価を基に適切な計画の策定やその精度向上を図る。

### (2) 地域活動の推進

町自治会などの団体による地域資源回収を促進するため、奨励金を交付するとともに、優良団体の表彰などの支援を行う。また、分別収集が円滑かつ効率的に実施されるよう、町自治会ごとに設置されている清掃指導員に対して、1 1 分別排出の指導、資源ごみの地域資源回収の推進について協力依頼をする。